

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、青年等就農計画(以下「就農計画」という。)を認定することに関し、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)及び農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請者の要件)

第2条 就農計画の認定を申請することができる者は、市内で新たに農業経営を営もうとする者(農業経営を開始して5年以内の者、過去に農業経営の経験があつて現在は農業以外の職業に従事している者及び農業法人等の従業員として現に農業に従事している者を含む。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 青年(18歳以上45歳未満の個人)。ただし、地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると市長が認める場合は、50歳未満とする。
- (2) 65歳未満の者であつて、かつ、次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
 - イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者
 - エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のうち法人が営む農業に従事すると認められるものが当該法人の役員の過半数を占める法人

(認定の申請手続)

第3条 就農計画の認定を受けようとする者(以下「就農計画申請者」という。)は、次の事項を遵守し、所定の就農計画認定申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 次のア又はイの場合にあつては、農業経営の開始に当たり自らが行う農業経営についての収支を明らかにし、親族(3親等以内の者をいう。以下同じ。)の経営との区分を明確にするため、自らの農業経営の経営収支に関する帳簿の記載と自己の預貯金口座の開設を行っていること。
 - ア 親族の農業経営とは別に新たに農業経営を開始する場合
 - イ 農業経営の継承者が親族の農業経営を全部又は一部継承して農業経営を開始する場合
- (2) 複数の者による共同認定を希望する場合にあつては、次のアからウまでに掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 就農計画申請者が、全て同一の世帯に属する者又はかつて同一の世帯に属していた者(その者の配偶者を含む。)であること。この場合において、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団をいう。
 - イ 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生じる収益が当該就農計画申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該就農計画申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。
 - ウ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。
- 2 市長は、申請書を受理した場合は、前条の要件及び前項各号の事項に適合しているかを確認するものとする。この場合において、就農計画申請者が前条第1項第1号又は第2号に該当するときにあつては農業経営の開始時の年齢で、同条第3号に該当するときにあつては登記日における役員の年齢で判断することとする。
- 3 市長は、農業経営が複数の市町にまたがることにより、就農計画申請者が複数の市町で就農計画の認定を受けようとする場合は、当該市町に対しても申請を行うよう指導する。

(就農計画の認定等)

第4条 市長は、前条第2項の規定による確認をしたときは、大竹市地域農業再生協議会規約(平成16年4月27日制定)に定める大竹市地域農業再生協議会(以下「協議会」という。)に意見を聴いて、就農計画の認定の適否を決定するものとする。

2 協議会は、次に掲げる要件(以下「認定要件」という。)について審査する。

- (1) 大竹市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に照らして適切なものであること。
 - (2) 就農計画の達成される見込みが確実であること。
 - (3) 第2条第2号に定める者にあつては、その有する知識及び技能が就農計画の有効期間満了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。
- 3 認定要件の具体的な基準は、青年等就農就農計画認定基準(別紙)のとおりとする。
 - 4 就農計画申請者が複数の市町で就農計画の認定を受けようとする場合において、既に他の市町において就農計画の認定を受けているときは、特段の支障がない限り、速やかに認定する。

5 就農計画申請者が複数の市町で就農計画の認定を受けようとする場合において、大竹市のみでは認定の可否を判断しがたいときは、当該市町又は当該市町を区域とする関係機関に当該就農計画の認定の適否を判断するために必要な情報の提供を求めること等により対応する。

(認定の通知等)

第5条 市長は、認定要件を全て満たすものとして当該就農計画が適当であると認定したときは、就農計画申請者に就農計画認定書の交付をもって通知する。

2 市長は、[前項](#)の規定による認定をしたときは、当該申請書の写しを付してその旨を広島県西部農林水産事務所長及び協議会の会員機関へ通知する。

3 市長は、認定要件に適合しないと判断したときは、申請を却下した旨及び却下の理由を当該就農計画申請者に通知する。この場合において、認定要件との関係を明確にして却下の理由を具体的に記載するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 就農計画の有効期間は、当該就農計画の認定をした日から起算して5年とする。ただし、既に農業経営を開始している場合にあつては、認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日までとする。

(就農計画の変更の認定)

第7条 [第5条第1項](#)の交付を受けた就農計画申請者(以下「認定就農者」という。)は、就農計画のうち、[次の各号](#)のいずれかに該当する内容を変更しようとする場合は、申請書に必要事項を記入して市長に提出しなければならない。

(1) 農業部門

(2) 就農地

(3) 2割以上の増減を伴う所得目標

(4) 2割以上の増減を伴う年間農業日数の目標

2 就農計画の変更については、[第4条](#)及び[第5条](#)の規定を準用する。ただし、[前条](#)の有効期間は、変更前と同様とする。

(認定就農者の責務)

第8条 認定就農者は、認定後に農業経営を開始する場合は、農業経営開始後直ちに所定の農業経営開始届出書を市長に提出しなければならない。

2 認定就農者は、就農計画の有効期間内の経営状況を把握するため、毎年、農業経営指標(「新たな農業経営指標の策定について」(平成24年3月24日付け23経営第3612号農林水産省経営局長通知)に規定する農業経営指標をいう。)に基づく自己チェックを行い、その結果を市長に報告しなければならない。この場合において、通帳、帳簿等の写し等の必要書類を併せて市長に提出するものとする。

(認定就農者への指導、助言等)

第9条 市長は、[前条第2項](#)の規定による報告を踏まえ、関係機関等と連携して認定就農者の経営状況の把握を行い、当該認定就農者に対し、指導、助言等を行うものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定就農者が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、当該認定を取り消すことができる。

(1) 認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。

(2) 認定就農者が就農計画に従って必要な措置を講じていないと認めるとき。ただし、病気、災害等のやむを得ない理由により農業経営を休止する場合はこの限りではない。

(3) 法人にあつては、[第2条第3号](#)の要件を満たさなくなったとき。

(就農計画の認定における例外措置)

第11条 認定された就農計画の有効期間の満了を迎える認定就農者のうち、やむを得ない事情により農業経営の開始時期が認定時の予定から遅れたことにより、就農計画の有効期間が農業経営を開始した日から起算して5年を経過する日より前に満了するものにあつては、当初の農業経営の開始時期からやむを得ない事情により、農業経営の開始が遅れた期間について、追加で就農計画の申請及び認定を受けることができるものとする。

(就農計画の失効)

第12条 就農計画の有効期間を満了するまでに[法第12条第1項](#)の規定により農業経営改善計画の認定を受け、認定農業者となった場合には、当該農業経営改善計画の認定の日をもって、当該就農計画の効力を失うものとする。

(認定農業者への円滑な移行)

第13条 市長は、関係機関等と連携し、有効期間を満了する認定就農者に対して、有効期間満了日までの間に認定農業者制度の目的・意義等を周知した上で、農業経営改善計画の作成を促すよう努める。

(その他)

第14条 [この要綱](#)に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

[この要綱](#)は、平成27年6月1日から施行する。

別紙(第4条関係)

青年等就農就農計画認定基準

第1 大竹市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想(以下「基本構想」という。)に照らして適切なものであること。

1 農業経営の規模

- (1) 就農計画における部門別規模が基本構想で設定した規模を上回った場合は、適切なものとして取り扱う。
- (2) 就農計画に記載する規模については、特定作業受託及びそれ以外の作業受託についても記載することができる。この場合において、特定作業受託以外の作業受託については、作目ごとに、基幹作業の延べ作業面積を基幹作業数で除した面積を受託面積として記載することができる。
- (3) 就農計画における部門別規模が基本構想で設定した規模を下回る場合でも、有機栽培や直接販売等に取り組む等、就農計画申請者が意欲を持って就農計画に記載された農業経営の基礎の確立に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれる場合には、当該就農計画を適切であると判断することができる。
- (4) 就農計画申請者が農畜産物の生産のみならず、農畜産物の加工・販売等の取組を行うときは、「農業経営の規模に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし、農畜産物の生産と併せて当該取組により、将来的に基本構想に掲げる所得水準等の達成を目指すときは、当該就農計画を適切であると判断することができる。この場合において、目指すべき所得水準等の達成については、営業利益だけ見るのではなく、交付金等(青年就農給付金を除く。)を含めた収入及び加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上で、それぞれの経費を差し引いた所得で判断する。

2 生産方式

- (1) 基本構想で設定した生産方式におおむね準拠している場合は、適切なものとして取り扱う。
- (2) 基本構想で設定されていない生産方式、例えば有機農業を取り入れている場合にあっては、近隣の同種の農業経営の実態や就農計画申請者のこれまでの研修経験等も踏まえ、技術が習得されているか、流通・販売の方法が確立されているか、有機農産物の適正表示がなされているかなどの観点から判断するものとする。

3 経営管理の方法及び農業従事の態様基本構想で示した指標は定性的なものが中心となるため、関係者による面接等により就農計画申請者が農業経営の基礎の確立に向けた必要な取組を行うかどうか等を把握することで判断する。

4 その他

- (1) 就農計画に記載した目標とする年間所得及び目標とする主たる従事者の年間労働時間については、就農計画申請者の目標設定に濃淡があると考えられることから、就農計画申請者が記載した目標そのものを判断基準とはせず、就農計画の達成に向けた取組が行われているか、又は行われる見込みがあるか、基本構想に掲げる目指すべき所得水準を実現し得るかなど、就農計画の有効期間満了後に農業経営改善計画の認定を受ける見込みがあるかを判断基準とする。
- (2) 年間労働時間については、労働時間を如何に農業経営の発展に役立つ分野に充てているかといった観点でも判断する。
- (3) 認定就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展すると見込まれる青年等を対象とするものであることから、就農計画における青年等の年間農業従事日数については、少なくとも150日以上であると見込まれるかについて判断する。
- (4) 基本構想の経営の指標に定められていないような営農類型の経営であっても、近隣市町の類似する基本構想における経営の指標などを踏まえ、判断する。
- (5) 就農計画申請者は個人経営又は法人経営に限るものとし、法人格を有しない集落営農は対象としない。
- (6) 就農計画申請者が法人の場合にあっては、法人の構成員で、かつ、法人の主たる従事者が目標とする農業所得の額が基本構想に掲げる目指すべき所得水準と同等以上の水準となるような農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売等の取組が掲げられているか否かで判断する。
- (7) 現在の農業経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請については、就農計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して、農業経営の確立を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとする。

第2 就農計画の達成される見込みが確実であること。

- (1) 就農計画における農業経営の目標について、これまでの研修経験、生産方式等の当該就農計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力の確保の実現性等をもとに、その達成の確実性を総合的に審査する。
- (2) これまでの研修経験等を踏まえ、当該就農計画の生産方式に係る農業技術を習得しているかという観点で審査を行う。
- (3) 農業経営の適正な管理の実施を農業簿記等により行うことが見込まれるかについても審査を行う。
- (4) 当該就農計画申請者の指導等に当たっている農業者(指導農業士等)の意見を十分尊重して審査を行う。

第3 青年以外の個人が有する知識及び技能が就農計画の有効期間満了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

第2条第2号に定める者が効率的かつ安定的な農業経営を営むために有する知識、技能やそれまでに従事した職種、受講した研修・教育等が就農計画の有効期間満了時における農業経営に関する目標を達成するために適切な

ものであるかどうか審査を行う。

第4 その他

市は、審査の透明性を確保する観点から、基本構想に定める目指すべき所得水準、労働時間等、認定に当たっての判断の基準となる全ての指標を、その庁舎で閲覧に供し、又は広報やホームページに掲載する等適切な方法により公開する。